

「EPA(経済連携協定)活用セミナー」

主催:外務省

共催:金沢商工会議所

2014年11月28日(金)

金沢商工会議所会館ホール

EPA活用術

原産地証明書と原産地規則の対応

麻 野 良 二 中小企業診断士
(大阪商工会議所)

コンテンツ

1. EPA、FTAと日本企業
2. 原産地規則対応のノウハウ
ーEPA、FTA時代の企業責任ー
3. 自己証明制度の普及
4. 特定原産地証明書の申請手続きと留意事項
5. 結び

1. 日本企業はEPA、FTAを利用しているか

(1) EPA、FAT利用の背景

- 国内市場の縮減を懸念して、アジアを中心に新興国の市場シェア確保を目指したいとする企業が増大している（企業規模によらず強い危機感）

【事例】

- ・5年で海外市場シェア倍増計画（年率15%以上の拡大）
- ・海外市場に近い国・地域での生産拡大により、完成品の物流コスト削減
⇒原材料の全部／一部は日本から供給

- EPA、FTAが世界の潮流となる中で、FTAを利用しなければ取引が成立しなくなる危険性が強まっている

【事例】

- ・日本からの輸出でEPAを利用しなければ、輸入関税を輸出者が負担するように求める取引契約が急増

■EPA、FTA活用企業の例（平成26年度通商白書より）

事例企業	本社所在地	利用しているEPA、FTA	担当者（国内）	EPA、FTA活用の効果	残された課題
工業用ベルト 製造・販売	神戸市	タイ、ベトナム インドネシア シンガポール AFTA	2人 （兼務）	・取引先からのコストダウン要請への対応 ・価格競争力の強化 ・利益率への貢献	・原産地規則等へのノウハウが社内で十分に共有されていない
搬送、保管、 仕分システム 製造・販売	大阪市	マレーシア タイ インドネシア ASEAN中国	2人 （兼務）	・個別受注生産における海外顧客の価格ニーズに対応が可能となった。	・構造物を部分出荷する際に、全体の関税番号と部分品のそれとが異なる場合
自動車機器 電装機器 製造・販売	大阪市	タイ、インド インドネシア ASEAN韓国 ASEANインドなど	4人 （兼務）	・収益の改善 ・顧客の獲得	・部材HSコード特定 ・付加価値基準割合の常時確認 など
総合エレクトロニクスの メーカー	大阪府 守口市	全てのEPA	不明 （社内イントラ）	・メリットが確認される場合には即座に利用	・特惠関税率、原産地規則確認の手間と時間 ・第3国経由の取引での対応 など

（注）平成26年度通商白書（経済産業省）PP292－295より講演者編集

(2)EPAにおける日本企業の関心は「物品貿易」が中心

■ 日本からの輸出において「貿易創出効果」が見られる

輸出額(百万円)	2008年	2013年	増加率
ASEAN	10,726,415	10,827,872	0.95%
タイ Thailand	3,051,462	3,507,233	14.9%
インドネシア Indonesia	1,303,572	1,661,795	27.5%
ベトナム Vietnam	810,211	1,029,449	27.1%

(出所)税関統計より講演者が編集

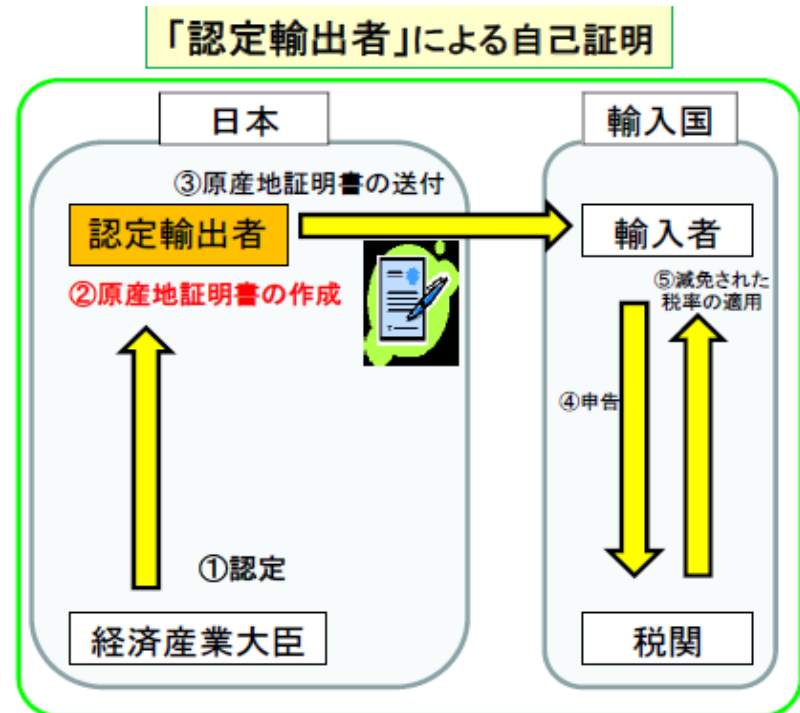
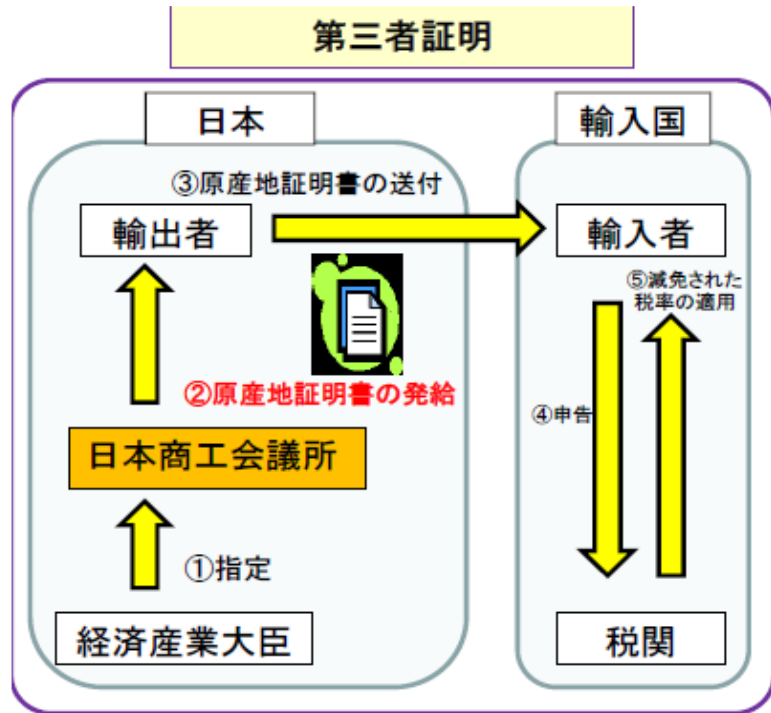
【参考】Swiss-Japan EPAチューリッヒ大学P. Ziltener博士の分析

- ①日スイスEPAにより、発効から5年間(2009年9月~2013年12月)で、スイス輸入者は総額で4,100万スイスフラン(約47億円)の輸入関税を削減できた。
- ②品目別では、車両関係(自動車、トラック、バイク)の輸入の82%が免税。プラスチック・ゴム製品の45%、鉄鋼製品の17%、繊維製品の約3分の1が同様に免税となった。

2. EPA、FTAの利用状況

(1) 原産地証明書の現状

- ・第三者証明制度(商工会議所)と認定輸出者制度(自己)が併存



認定輸出者制度が導入されているEPA(現状)

- ・日メキシコEPA
- ・日スイスEPA(リヒテンシュタイン向けを含む)
- ・日ペルーEPA

認定輸出者は、現状、自動車メーカーを中心にごく僅かに留まると推測される。

(2)EPA特定原産地証明書発給状況概観(第三者証明)

①2013年度で**18.3万件**(前年度比19.7%増)

②利用の多いEPA(2013年度原産地証明書発給ベース)

- ・1位:タイ (36.3%)
- ・2位:インドネシア (22.6%)
- ・3位:インド (14.3%)

発給件数は、日本の
輸出額にほぼ比例

③品目別では生産財が中心

⇒鉄鋼、機械、電気機器、精密機器、化学品、ゴム、繊維など

(注目)最近では、一般消費財のEPAによる輸出も急増している

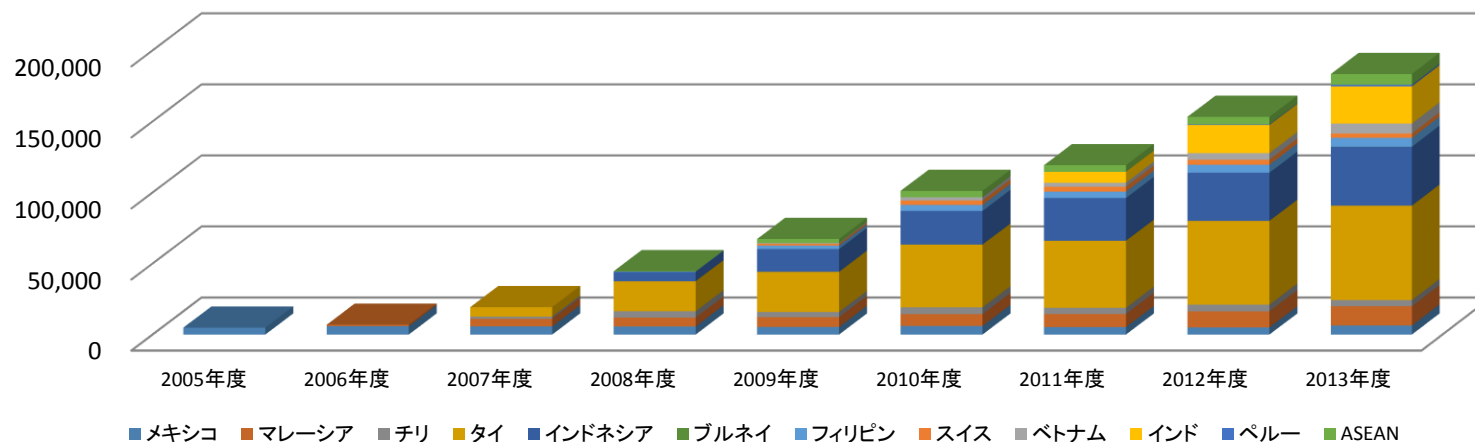
④登録事業所数(2013年度末):9,092社(前年度比17.8%増)

⇒首都圏、中部圏、関西圏で全体の84.2%

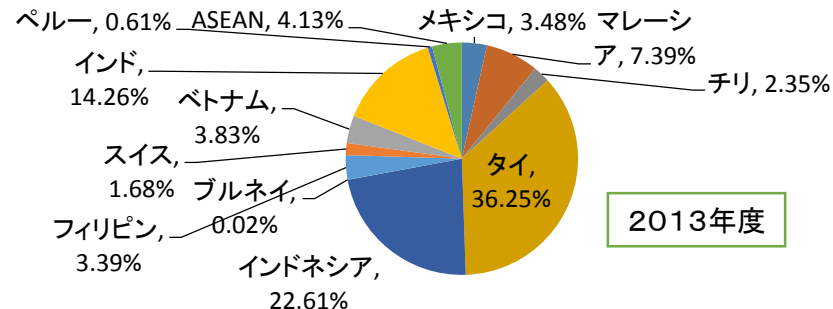
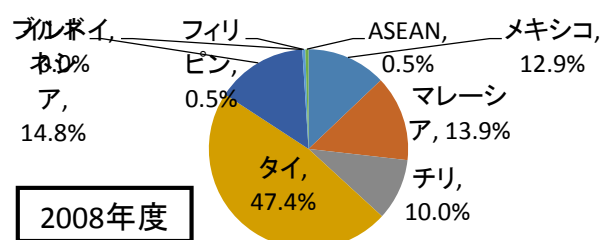
⇒うち中小企業(資本金1億円以下)は6,269社(全体比:69.0%)

* 中小企業比率は年々上昇している

■ 特定原産地証明書(第三者証明)発給状況



	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	合計
メキシコ	4,859	5,917	5,762	5,735	5,365	6,035	5,241	5,058	6,378	50,350
マレーシア		1,018	5,335	6,194	6,934	8,349	9,228	11,289	13,552	61,899
チリ			1,503	4,460	3,613	4,788	4,356	4,695	4,310	27,725
タイ			6,678	21,129	28,255	44,132	47,175	58,957	66,469	272,795
インドネシア				6,579	16,013	23,672	30,096	33,911	41,464	151,735
ブルネイ				0	3	13	30	25	36	107
フィリピン				225	2,477	4,255	4,457	5,575	6,216	23,205
スイス					1,277	3,065	3,507	3,557	3,081	14,487
ベトナム					500	2,294	2,749	4,572	7,026	17,141
インド							7,696	19,822	26,147	53,665
ペルー							5	468	1,115	1,588
ASEAN				239	2,832	4,490	4,653	5,288	7,575	25,077
合計	4,859	6,935	19,278	44,561	67,269	101,093	119,193	153,217	183,369	699,774

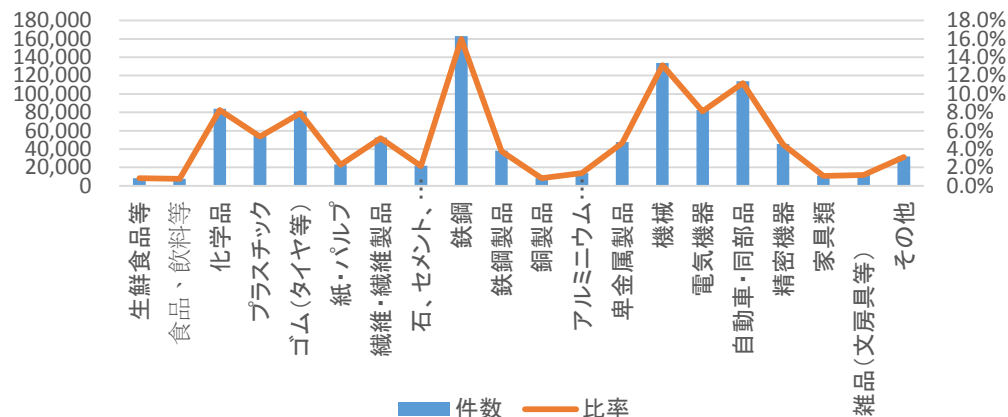


品目別の特定原産地証明書発給状況

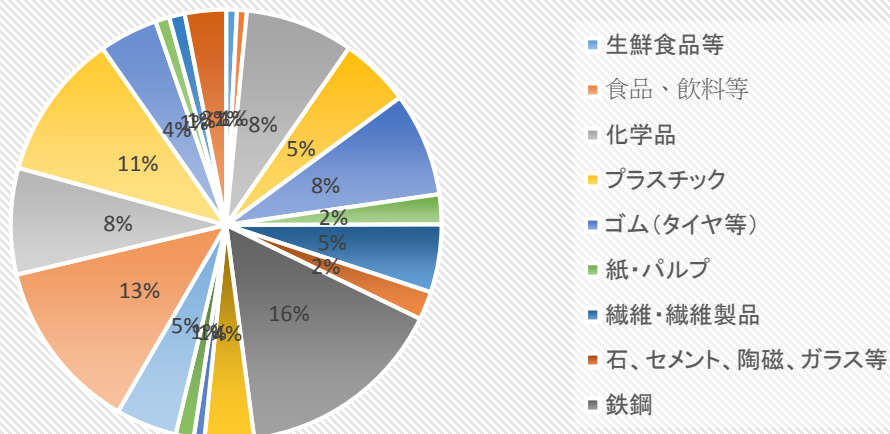
品目別の原産地証明書発給件数(全協定)

品目	件数	比率
生鮮食品等	8,330	0.8%
食品、飲料等	7,666	0.8%
化学品	83,984	8.2%
プラスチック	54,521	5.3%
ゴム(タイヤ等)	80,621	7.9%
紙・パルプ	23,285	2.3%
繊維・繊維製品	52,696	5.2%
石、セメント、陶磁、ガラス等	21,994	2.2%
鉄鋼	162,912	16.0%
鉄鋼製品	38,246	3.8%
銅製品	8,332	0.8%
アルミニウム製品	14,001	1.4%
卑金属製品	47,568	4.7%
機械	133,868	13.1%
電気機器	82,583	8.1%
自動車・同部品	113,894	11.2%
精密機器	45,671	4.5%
家具類	10,901	1.1%
雑品(文房具等)	12,148	1.2%
その他	31,918	3.1%
合計	1,019,143	100.0%

品目別の原産地証明書発給件数



品目別の原産地証明書発給件数



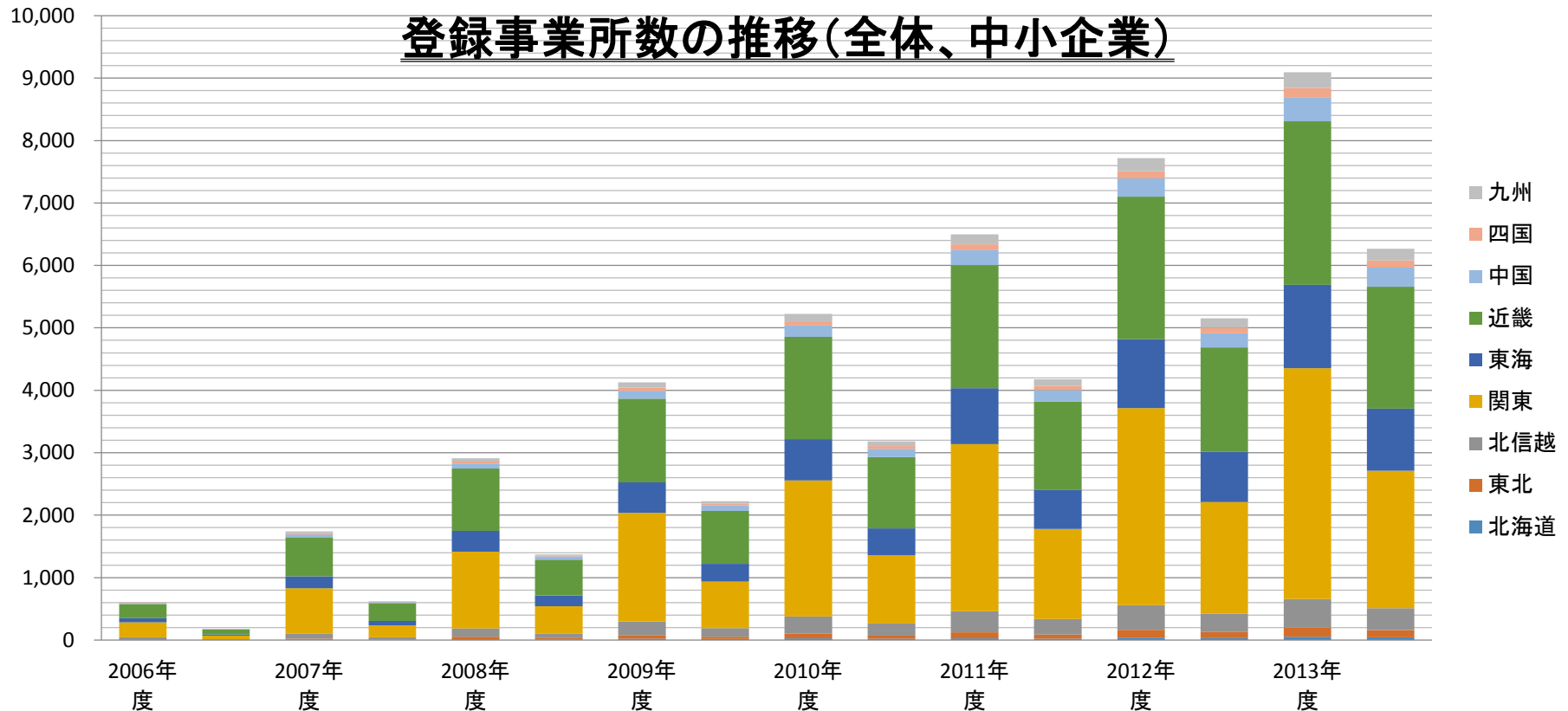
(注1)シンガポールEPAを除く全協定について集計

集計期間:2005年4月1日~2014年3月31日

集計ベース:関税分類の97類型に基づく

(注2)原産地証明書により、発給単位で複数の異なる関税番号の産品が記載されることがあるため、産品単位での集計では実際の発給件数よりも数値は大きくなる。

■ 特定原産地証明書のための登録事業所数の推移と中小企業の比率



【備考】各年度末での有効登録事業所数。 中小企業は資本金1億円以下の法人および個人事業所

■ 登録事業所数は年々増加

■ 事業所の所在地(本社)は関東、東海、近畿が中心(全体の84.2%:2013年度末現在)

■ 中小企業の比重は毎年増大(10年度:60.9%、11年度:64.2%、12年度:66.7%、13年度:69.0%)
地域別では、関東だけが平均を下回る(13年度:59.5%、東海74.7%、近畿74.6%)

3. EPA、FTAを利用した効果

- 顧客(輸入者)満足の増進
- 輸入関税分(CIFベース)の経費が削減でき、日本からの輸出品の価格競争力を強化できた
- サプライチェーンの効率化を図ることができた
- 成長著しいアジア市場で、サプライチェーンを構築できる目途が立った
- 取組みが難しいと聞いていた原産地規則に慣れて、対応のノウハウを社内で蓄積できた
- 他のEPAを利用する場合に、スムーズに処理できた
- 日本以外のアジアの主要FTAにもノウハウを転用できた



EPAの利用を躊躇していた企業ほど、初回の利用を契機にEPA積極活用へと180度方向転換する事例が多数

4. EPA、FTA利用のきっかけとは？

- 利用の大半は、取引先（輸入者、輸出者、国内納入先など）からの強い要請を受けたもの（受動的利用が大半）
- 海外での市場拡大やサプライチェーン効率化を目的に、主体的に利用に至った事例は限定的で、殆どが中堅以上の企業（能動的活用は僅か）

中小企業を中心にEPA、FTAの利用を躊躇する理由

- そもそもEPA、FTAが何か知らない（聞き覚えがない）
- 何をどうしていいのか、誰に（どこに）相談すればいいのかも分からない
- EPA、FTAに対応できる人材が社内にはいないし、余力がない
- 取引先に協力しても自社にメリットが見込みない
- 自社の技術やノウハウを取引先に知られてしまうのでは、との恐怖心



こうした企業も、今後EPA、FTAに巻き込まれることは必至
⇒早めの準備が最善策（今から始めるべき）

セッション2 原産地規則対応のノウハウ

—EPA、FTA時代の企業責任—

1. 原産地規則のポイントを掴む

(1) モノの国籍は規則で決まる

➤モノの国籍(原産国)は「原産地規則」という法律で決定される

・日本産(Made in Japan:「原産品」とは)＝

日本で最終生産が行われ、一定以上の付加価値が与えられた産品

・付加価値を測る条件はFTAごと、その産品のHSコード(関税番号)ごとに規定されている(品目別規則)

(注)「日本の会社から買ったから日本産」といった従来の曖昧な概念とは異なる

➤ 輸出品の**原産性の立証**(日本産であるとの証明)は、**貿易当事者**(輸出者、生産者及び輸入者)が**全面的に責任を負う**【**原産性に関するコンプライアンス**】

証 明
ポイント

- ①誰が(生産者:日本企業)
- ②どこで(日本国内の生産工場)
- ③何を使って(全ての使用原材料)
- ④どの様に生産したか(生産工程)

根拠資料で立証
(口頭説明は認められず)

(2) 原産地規則(品目別規則)は各EPA・FTAにおいてHSコード (関税番号)ごとに規定される

①EPA・FTAの品目別規則の構成

財務省関税局資料

EPA・FTA	原産性を認める基準	
シンガポール、メキシコ、マレーシア、 チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、 フィリピン、ペルー、オーストラリア	【品目別規則のみ規定】 ・品目ごとにEPA協定の付属書に規定 (一般規則の設定なし)	
ASEAN、スイス、ベトナム	【一般規則】 CTH(項変更)又はVA40%以上	【品目別規則】 一般規則が適用されないHSコードには品目ごとに付属書に規定
インド	【一般規則】 CTSH(号変更)+VA35%以上	

②HSコードの基準年はEPAごとに異なる (HSコード6桁は共通)

HSコード基準年	EPA
HS2002	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、 ブルネイ、フィリピン、ASEAN
HS2007	スイス、ベトナム、インド、ペルー
HS2012	オーストラリア

(3) 法律表現の原産地規則を読み解く

① 法律用語は日常の日本語と定義が異なる

■「完全生産品」は工業製品には原則、不適応（農水産品、鉱物対象）

■生産とはみなされない工程を規定（原産資格を与えることとならない作業）

【例】乾燥、冷凍、塩漬け、改装・仕分、分解、箱詰・瓶詰、産品を物理的に変更することなく再分類

② 外国産の原材料を使用している、日本で最終生産され、一定以上の付加価値が与えられれば製品（輸出品）は「日本産」となる

原産地規則の一般的構成

A. 完全生産品 <WO>

B. 原産材料のみから生産される産品 <PE>

C. 実質的変更基準を満たす産品

（原材料に第三国産の産品を含む場合）

－ 関税番号変更基準 <CTC>

－ 付加価値基準 <RVC、VA>

－ 加工工程基準

D. 積送基準

E. 例外規定

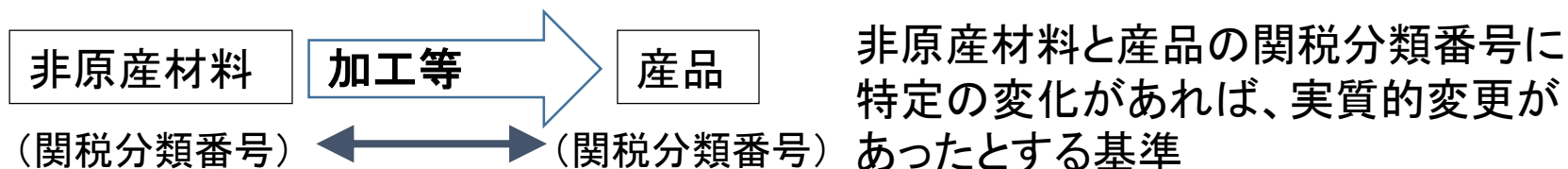
（「累積」など：モノの累積、生産行為の累積）

■ 原産地規則の構成は殆どのEPA、FTAで大きな違いはなく、類似性が認められる

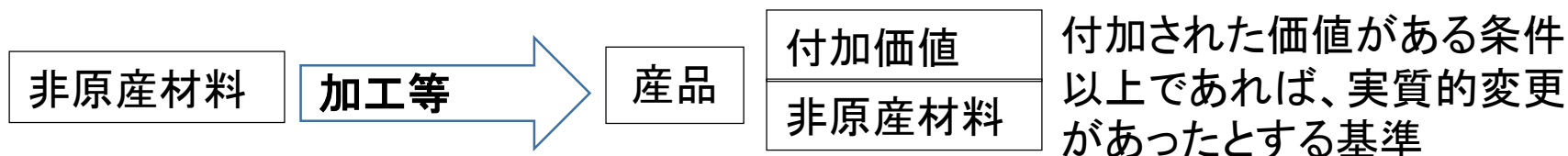
■ 既存のEPA、FTAでノウハウを蓄積すれば、将来のメガFTAにも転用が可能

■ 実質的変更基準：種類と概要

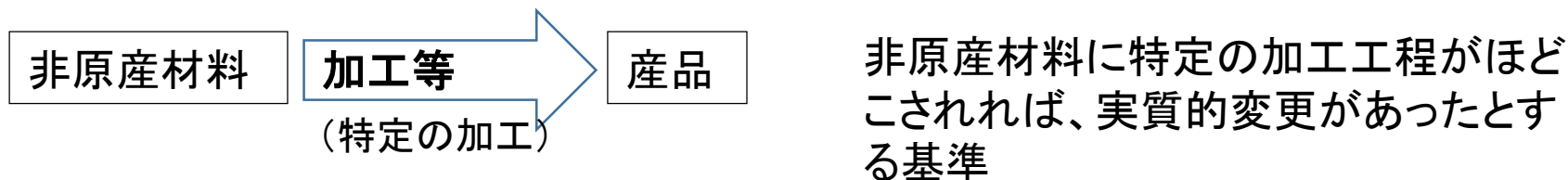
• 関税分類変更基準



• 付加価値基準



• 加工工程基準



*** 我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、HSコードごとに上記のいずれかの基準、あるいは、その組み合わせを採用（但し、同じ基準でも条件の強弱に注意。）**

日タイEPAの原産地規則 (一例)

第二九類 有機化学品

① 関税分類基準

HSコードの少なくとも6桁目の変更があればよい(号変更:CTSH)

HSコードの構成

※6桁は世界共通

HS 〇〇 △△ □□
類 項 号

「類」=大分類
「項」=中分類
「号」=小分類

② 付加価値基準

(原産資格割合〇〇%以上)

$\frac{\text{FOB}-\text{VNM (非原産材料価格)}}{\text{FOB (工場出荷額でOK)}} \times 100\%$

③ 加工工程基準

二九〇一・一〇一・二九〇五・四二

③ ② ①

二九〇五・四三一・二九〇五・四五

二九〇五・四九一・二九〇五・五九

二九〇六・一一

第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第三三・〇一項の材料か

(注)財務省関税局資料を講演者が編集

原産品であることを立証する資料 (CTC ruleの基本例)

産品		材料		
HS番号	産品名	HS番号	材料名	原産情報等
8544.30	ワイヤーハーネス	3917	プラスチック製管	⋮
		3923	プロテクター	⋮
		3926	Drive gear	・非原産とした材料については、取引書類も原産性にかかる書類は不要。 ・コスト資料も不要(除:デミニマス適用の場合)
		4016	ワッシャー	
		5901	織物製テープ	
		7318	ねじ	・原産材料については、HS番号の記載は原則 不要。 ・原産材料であっても、HS番号の変更が確認できれば、非原産とみなすことも可能。(この場合、サプライヤーからの資料は不要)
		7320	ばね	
		8310	プレート	
		8533	電気抵抗器	
		8536	接続子	
		(8501)	モーター	原産
		(8532)	LED	原産(日本)
		(8544)	銅線	原産(日本)

非原産の材料はHS番号が変更されていることを要確認!

8544.30

ワイヤーハーネス

「原産(日本)」の部品は、HS番号の変更は不要!

Form AJでマレーシア産であること確認、累積適用により日本産とみなす。

サプライヤーからの資料
(〇〇製作所△△工場)

サプライヤーからの資料
(〇〇製作所△△工場)

・資料を提出したサプライヤーも、部材に関する同様の資料を保存

【対象産品】生産国:日本、製造場所:●●工場、仕向地:タイ

【協定名】日アセアン協定 【適用した原産地規則】関税番号変更基準:CTH(4桁変更)

原産品であることを立証する資料 (VA ruleの基本例)

原材料名 (HSは原則不要)	原産/非原産	単価	原産情報	価格情報
モーター	原産	¥・・・	Form AJ (マレーシア産)、累積適用により日本産と判断	輸入のインボイスの写し
LED	原産 (日本)	¥・・・	サプライヤーからの資料 (○製作所△工場)	在庫出庫記録
銅線	原産 (日本)	¥・・・	サプライヤーからの資料 (○製作所△工場)	取引契約書
	原産材料価格合計	¥ 1,100		
プラスチック製管	非原産	¥・・・		購入インボイス
プロテクター	非原産	¥・・・		在庫出庫記録
Drive gear	非原産	¥・・・		単価産出ワークシート
ワッシャー	非原産			台帳
プレート	非原産			台帳
電気抵抗器	非原産			伝票
接続子	非原産			伝票
	非原産材料価格合計	¥ 4,400		
生産コスト・経費	-	¥ 2,700		製造原価明細
利益	-	¥ 400		製造原価明細
輸送コスト・チャージ	-	¥ 200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細
	非材料費合計	¥ 3,300		
FOB価格	-	¥ 5,800		インボイスの写し等
外国為替レート US1\$ = ¥90		\$ 64		

控除方式の場合、「非原産材料」の価格1400円を特定し、FOB価格5800円から1400円を差し引いて、付加価値4400円(76%)を算出。

控除方式には、原産材料の価額は出てこないの
で、控除方式を用いる限り原産材料単価の根拠
を示す資料は不要。ただし、原産材料価額を積
み上げる場合には、当該価額の根拠を示す資料
が必要。

積上げ方式の場合、まず「非材料費」①がVA基準値
を超えるか確認する。この場合、3300円のFOB価
格に対する割合(約57%)を算出。この段階で基準
値を超えているので、材料費を計算する必要なし。超
えない場合、「非材料費+原産材料費②」がVA基準
値を超えるまで積み上げていくと簡便！

【対象産品】生産国: 日本、製造場所: ●●工場
【協定名】日アセアン協定 (仕向地: タイ)
【適用した原産地規則】VA40%以上

HS番号	産品名	FOB価格		付加価値	非原産材料価格	原産資格割合
8544.30	ワイヤーハーネス	\$64	¥ 5,800	¥ 4,400	¥ 1,400	76%

【重要】輸出品の原産性の立証

□原産品判定申請のために揃えておくべき資料(例)＜全業種共通＞

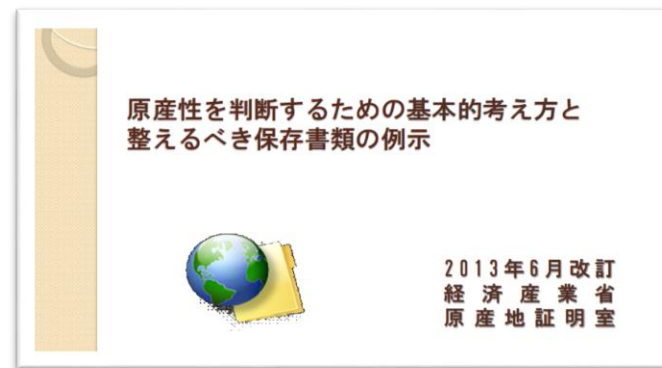
(経済産業省2013年6月改訂) http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/roo_guideline.pdf

①使用輸出産品とその製造にした全ての材料・部品との対比表

②対比表に記載された材料、部品で製造されたことを裏付ける資料

- ・総部品表(全面開示)
- ・**生産工程フロー図**
- ・生産指図書(主として外注の場合)
- ・各材料の投入記録(在庫の蔵入蔵出記録など)

③「原産品」(日本産又はE P A 締約相手国産)と扱った材料について、その原産性を立証する書類



【業種別】

○繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項

(経済産業省、2011年8月改訂)

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

2工程以上の加工を行う生産者以外の関係者が、その生産者に代わって原産品判定申請を行う場合に揃えておくべき資料等

【参考】原産性立証のための根拠資料作成手順(例)

1. 生産工程フロー図の作成から始める

(1)趣旨:原産性立証の4ポイント(①生産者、②生産場所、③使用原材料、④生産工程)

の総括表:一目で生産の全体を把握できる

(2)記載すべき主な項目

①設計・製図の主体:誰が設計したか

②加工の行程:加工や組み立ての流れ

・一部(又は全部)の工程を外注:受注会社の社名、受注加工の工場の所在地を明記

③各工程での投入原材料の詳細(この内容の集計が部材総括表となる)

④完成後の流通経路:国内出荷から船積まで

2. その他資料を準備する

(1)輸出品と原材料の対比表:

⇒生産工程図に記載の全ての投入原材料を一覧に(同一原材料の重複は一括りに)

(2)外注の場合は生産指図書も必要

(3)各材料の投入記録は、主として付加価値基準の場合に重要

【注】サプライヤー証明について

- ・輸出品の生産者に対し、部材供給メーカーが提供する誓約書(同部材が日本産であることを証明)
- ・本来、当該部材が利用EPA・FTAの品目別規則を満たすことを立証する作業を簡便化

【事例研究】機械メーカーの場合

1. 問題点

- (1) 部品点数の多い機械について全ての部品の原産性を確認する必要があるか？
- (2) 汎用機器でも使用者ごとにカスタマイズが必要で、その度に原産性の立証が必要か？

2. 対応の方法(基本的な考え方)

- (1) 完成品(機械)の構成をユニット、モジュール等の単位に分解
- (2) ユニット、モジュール等のうち原産性の立証が困難なもの(輸入品、国内調達品だがサプライヤー証明の入手が困難なもの、など)について、そのユニット、モジュールの構成部材を列記

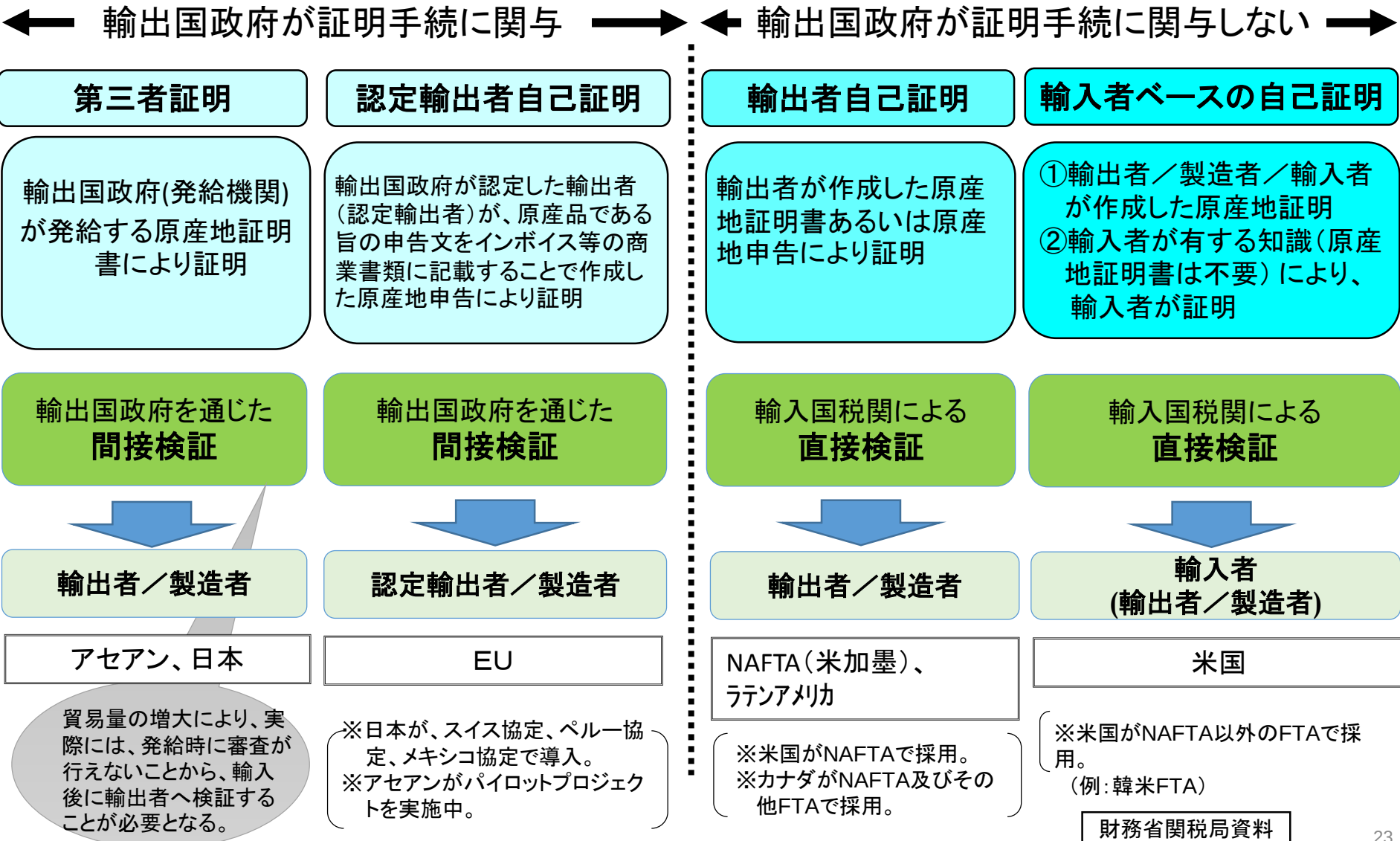
機械と構成部材との対比表の例

輸出品（機械）		ユニット、モジュールなど			構成部材、注記など	
HSコード	品名	名 称	HSコード	調達額	名 称	HSコード
(6ケタ)	(一般名称)	A	—	—	自社加工品	
		B	—	—	国内外注品（指図書①）	
		C			C構成材料(全部)	各材料HSコード
		D			D構成材料(全部)	各材料HSコード

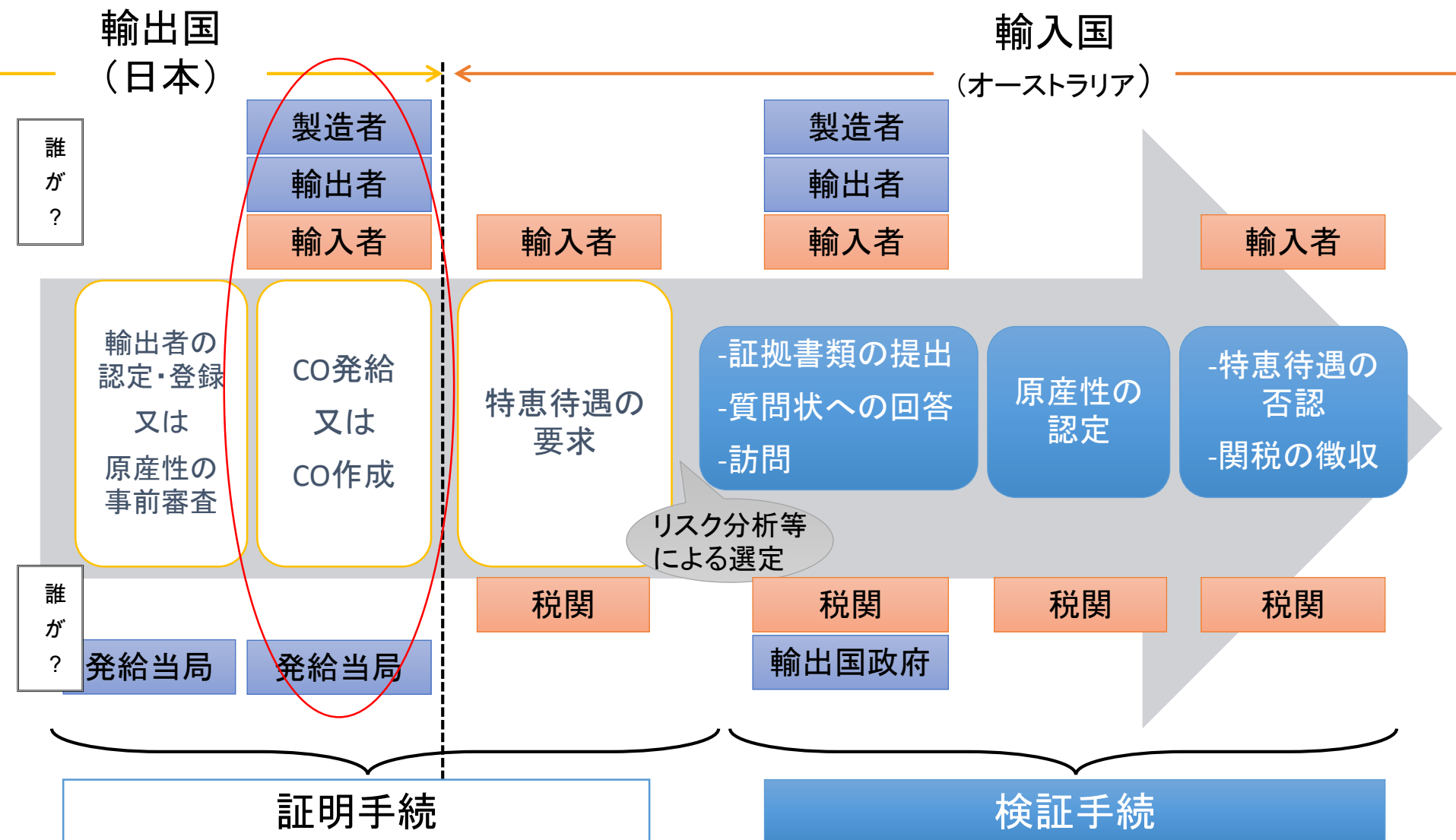
セッション3 自己証明制度の普及

1. 原産地証明法の拡大：第三者証明から貿易当事者証明へ

世界のEPA、FTAの原産地手続の類型



日豪EPAで採用される証明手続の概要



(注)財務省関税局資料を講演者が編集

2. 先進国を中心とする自己証明制度への移行

(1) 欧州連合(EU)

- ①登録輸出者の自己証明制度:2017年より一般特惠関税(GSP)に、FTAにも徐々に導入
→第三者証明制度を廃止し、輸出者に原産国証明の責任を移行
- ②原産地証明書を原産地申告とし、輸入国税関が任意抽出、または原産性に疑問がある場合に検証手続を実施
- ③輸出国政府は、登録制度を通じて輸出者を把握し、輸出者の法令順守と上記②に係る検証手続を行う

(2) 米国

- ①輸出者自己証明制度(NAFTA1994年1月発効)の導入
- ②輸入者自己証明制度の導入(米韓FTAなど)

(3) アジア大洋州

- ①豪州:日豪EPAで自己証明制度を導入するほか、アジアの多くの国々とも同制度を活用
- ②韓国:米韓FTAで自己証明制度を導入済み
- ③ASEAN各国:自己証明制度のためのパイロットプロジェクトを実施中



世界は輸出品の原産国立証を貿易当事者責任に急速に移行している

3. 原産地規則対応の近道

専門機関(専門家)との相談と社内外ネットワークの構築

(1)「解決1時間≧悩み2カ月」の経験則

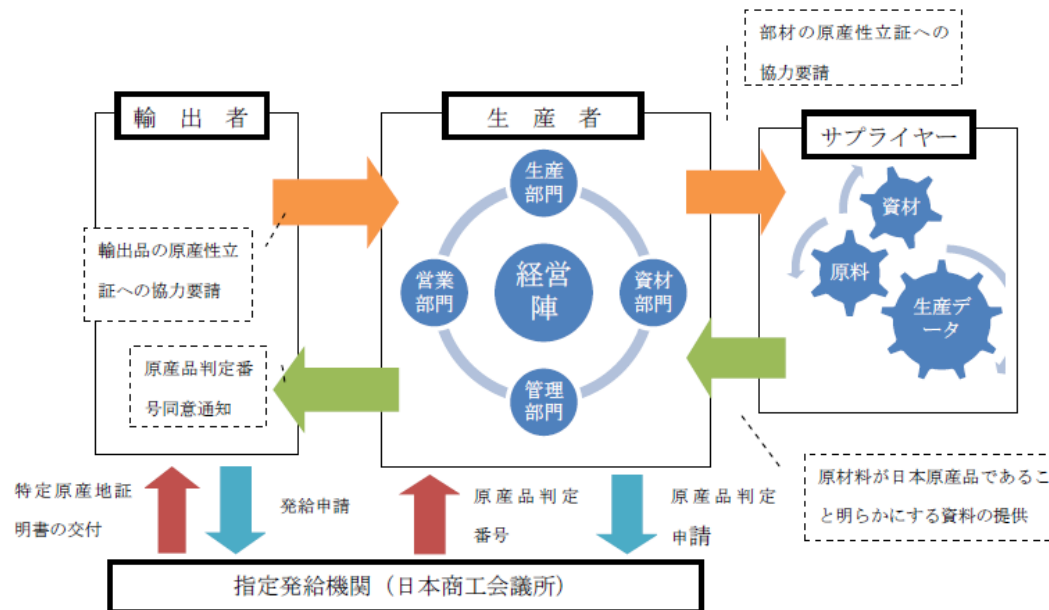
まずは、指定発給機関(商工会議所)または民間専門家にご相談を

(2)原産地規則には従順に、基準をありのままに受け入れる

自己都合の解釈は禁物

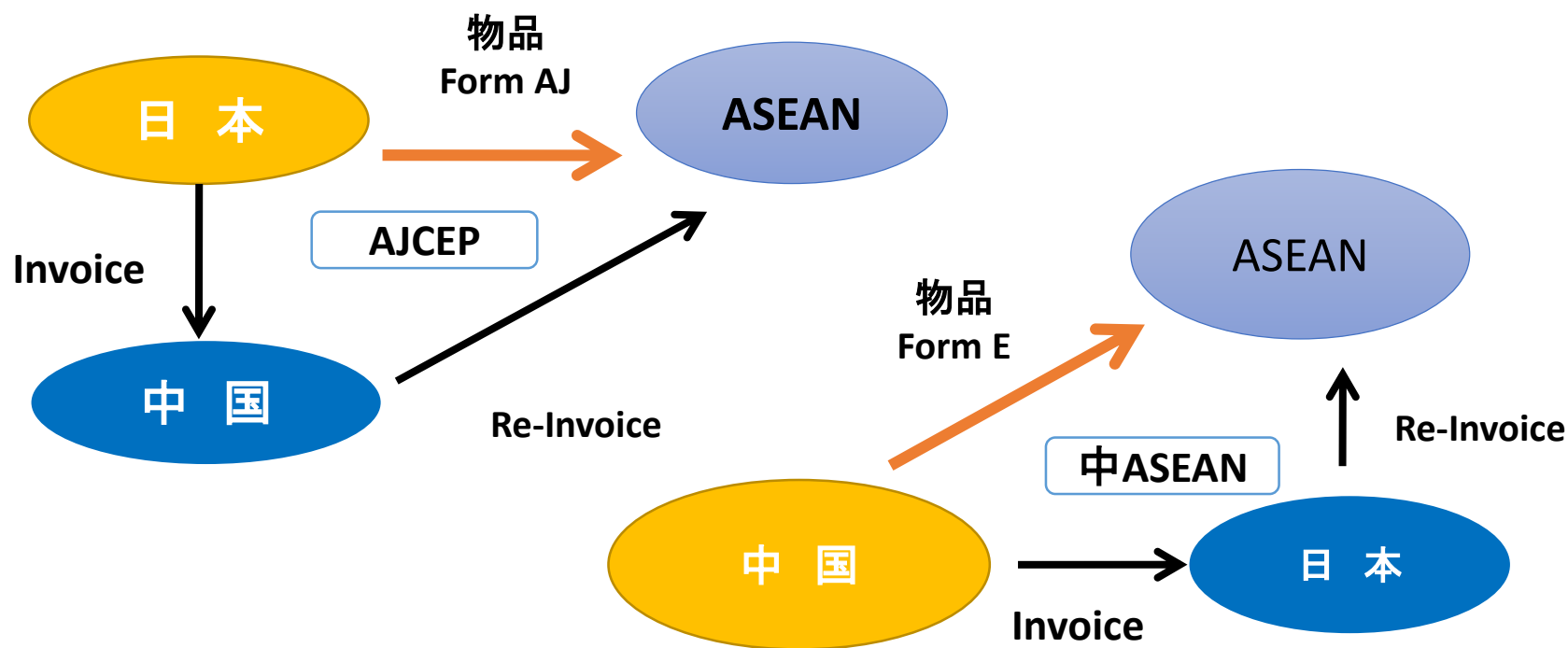
(3)社内、社外ネットワークが重要

専任スタッフの配置は不要。但し、経営戦略の中でFTAの活用を



中小企業支援施策
自治体による振興策
FTA・EPA 専門家によるサポート

4. 輸入や三国間貿易でも原産地規則は重要



FTA・EPAでは、締約国間以外の迂回輸出を絶対的に禁止（タダ乗り防止）。
但し、売買契約は第三国の関与を認めているケースも多く、日本のEPAは、原則、第三国による契約を認めている（Re-invoice）。この図の場合、日本と経済連携上の協定のない中国も、取引上、日本のEPAを日本の輸出者を經由して利用可能。
一方、日本も中国とASEANとのFTAなどを、物品貿易で利用可能。

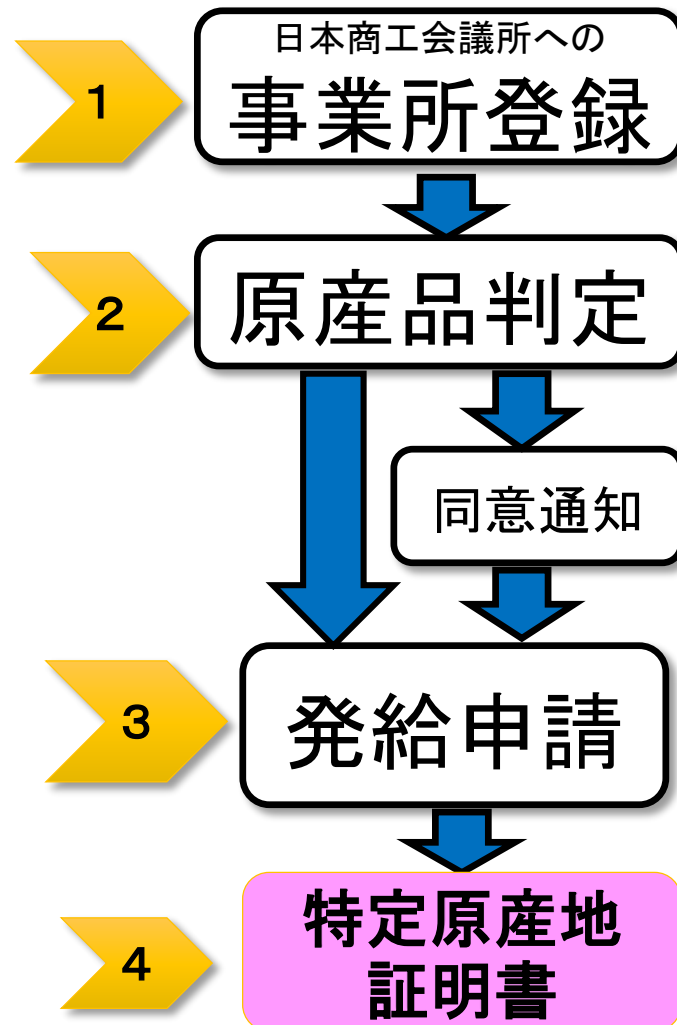
アジアの主要FTAの制度比較（経済産業省資料）

	AJCEP (日ASEAN)	AKFTA (韓ASEAN)	ACFTA (中ASEAN)	ATIGA (ASEAN内)	AIFTA (印ASEAN)
一般規則	CTH or VA40	CTH or VA40	VA40	CTH or VA40	CTSH+VA35
付加価値基準 (VA計算式)	●控除方式 (FOB-VNF)÷FOB ≥40% (注) VNM= 非原産材料価格	●積上げ方式 (原産材料価格+直接労務費+直接経費+輸送費+利益)÷FOB≥40% ●控除方式 (FOB-VNF)÷FOB ≥40%	●積上げ方式 (非ACFTA材料価格+原産性未決の材料価格)÷FOB ＜60% ∴ACFTA原産= 100-非原産材料≥ 40%	●直接法 (原産材料価格+直接労務費+直接経費+輸送費+利益)÷FOB≥40% ●間接法 (FOB-VNF)÷FOB ≥40%	●直接法 (原産材料価格+直接労務費+直接経費+その他経費+利益)÷FOB≥35% ●間接法 (非原産材料価格+原産性未決の材料価格)÷FOB＜65%
累積規定	○	○	○	○(部分適用)	○
積送基準	○	○	○	○	○
Back to Back	○	○	○	○	○
第三者インボイス	○	○	○	○	○
原産地証明制度	第三者証明	第三者証明	第三者証明	第三者証明	第三者証明
デミニマス (僅少)基準	○(一部品目)	○(一部品目)	×	○(FOBの10%以内)	×

(注) CTH: 関税番号4ケタ(項)レベルでの変更を原産性の条件
CTSH: 関税番号6ケタ(号)レベルでの変更を原産性の条件

セッション4 特定原産地証明書の申請手続きと留意事項

1. 特定原産地証明書(第三者証明)の手続きの流れ



特定原産地証明書発給システム

特定原産地証明書発給システム

特定原産地証明書
発給申請マニュアル(手引き)

※初めての方はこちらを必ずご一読ください。

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。

ログイン画面

閉じる

<お知らせ>

システムメンテナンスのため、下記時間にシステムを一時停止させていただきます。大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承の程よろしくお願いいたします。
■毎日 6:00AM~8:00AM

動画で見る!

特定原産地証明書申請手続き

分野別情報

■国・地域別情報



■原産地証明書上のHSコードの取り扱い

■経理関連情報

■セミナー・説明会関連情報

■システム関連情報

・産品情報入力方法

■その他(事務連絡など)

■問い合わせ先

重要情報

代表者・住所等、企業登録情報で重要な変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

H25年10月8日 EPA/ACFTA活用セミナー 11月28日広島、11月29日福山のお知らせNEW

H25年7月24日 【終了】特定原産地証明書「取得&活用」セミナー(10月15日、浜松)のお知らせ

H25年7月1日 経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類

の例示」改訂(2013年6月)のお知らせ

H25年6月21日 【終了】(入門編)EPA特定原産地証明書申請手続き説明会(7月26日 東京)

のお知らせ

H25年5月10日 【終了】基礎から確認 EPA(経済連携協定)活用セミナー

-EPAの概要と特定原産地証明書の手続き- 入門編

6月6日(大阪)、6月7日(京都)

H25年5月2日 【終了】EPA特定原産地証明書申請手続きセミナー(入門編)(7月19日 福岡)

のお知らせ

H25年4月24日 【終了】EPAの活用・特定原産地証明書申請手続きセミナー(5月24日 横浜)

のお知らせ

4月1日より仙台事務所、福岡事務所の連絡先が変更になりました。

【仙台事務所】

TEL: (旧) 022-265-8185 → (新) 022-265-8126

FAX: (旧) 022-217-1551 → (新) 022-265-8130

【福岡事務所】

<ご利用に際しての注意>

このシステムは パソコンのOSはWindows. ブラウザはInternet Explorer 5.5SP2以上にて動作が保証されます。他のブラウザをご利用の際には、システム上ご利用いただけない機能がある場合がありますのであらかじめご了承ください。またセキュリティ設定によってはログインできないことがあります。信頼済みサイトに登録いただくことをお勧めいたします。

<ダウンロードに関するご注意>
当所(日本商工会議所)は、ファイル・テンプレートのダウンロード及びファイル・テンプレートを使用したことに起因するコンピュータ・OS等のいかなる不具合・故障に対しても一切責任を負いません。以上についてご同意の上、ダウンロード願います。

<ポップアップ許可設定のお願い>
このシステムでは一部でポップアップウィンドウが使用されます。画面の上部に「ポップアップがブロックされました...」のバーが表示された場合、①そのバーをクリック②「このサイトのポップアップを常に許可」をクリック③「jcci.or.jpからポップアップを許可しますが?」で「はい」をクリックしてください。

© EPA Web System 2013.05.26版 -
uniPaaS Enterprise Server V1Plus
COPYRIGHT © 2010- JAPAN C.C.I

<https://ofc.jcci.or.jp/epa/origin.htm>

(注) インターネットによる電子申請(ID、パスワード)

STEP 1:事業所登録

1. 事業所登録

- 目的:国内にある事業所であることの実態確認
 - **1事業所1登録:全てのEPAに対し共通(有効期間:2年)**
 - ・登録申請書の作成⇒WEB上での電子申請(手数料不要)
 - ・法人の登記事項証明書(履歴事項全部)を日本商工会議所に郵送
- ＜参考＞特定原産地証明書発給申請の手引き

<https://ofc.jccci.or.jp/epa/origin.htm>

(注1)シンガポールEPAを除く。

(注2)事業所移転、代表者変更、組織変更(合併、分割など)が生じる場合は、速やかに日本商工会議所に連絡を。

2. サイナー登録

- 登録企業による特定原産地証明書に係る申請意思を確認するための社内委任
 - **1登録企業に複数のサイナー登録可能** (上限なし)
- (注)1サイナーの登録サイン数=「1個」のみ(一人で複数のサインは登録不可)
- サインの有効期間:企業登録の有効期間内
 - 登録サインが、特定原産地証明書に申請企業の申請代表者として**電子印字**。
 - サイン登録も手数料等は不要。

STEP 2: 原産品判定申請

(1) 原産品判定申請とは

- EPA・FTAで貿易される産品が、当該EPA原産地規則を満たし、締約国の原産品と判断する条件に合致していることを立証する申請

(2) 輸出品の原産性立証について

- 原産性の立証は、**輸出当事者の責任**

責任当事者				
輸出者	生産者(指図者)	生産者(実生産者)	流通業者	通関業者
○	○	○	△	△

- 原産性の立証は**書面**による

(3) 守秘義務

- 原産性を立証する資料は、申請者(生産者又は輸出者)及び指定発給機関だけが閲覧し、第三者には一切開示されない

(4)原産品判定申請の基本ルール

①原産品判定申請者

輸出製品の(A)生産者 か (B)輸出者 のいずれかだけ

②EPAごとに原産品判定申請が必要

(理由) 原産品判定基準(品目別規則)が異なるため

③HSコードの入力は6桁

④原産品判定申請に先立って、輸出される製品が日本産であることを立証する資料の整備が必須 (必ず、原産品判定申請前に完了)

- ・当該資料の提出は省略可能

(注: 3年又は5年の保存義務。起算は最後の特定原産地証明書発給時点)

- ・発給機関が求める場合は、即時に提出が必要

⑤標準処理日数: 3営業日(原則)

⑥原産品判定に手数料は不要

STEP 2: 原産品判定申請(2): 「同意通知」

(1) 原産品判定の結果

- ・日本原産品と承認された製品には「原産品判定番号」が付与(固有の判定番号)
- ・原産品判定番号を受けた生産者等(判定申請者)は、輸出者に対してこの判定番号の使用許可を行う。

⇒「**同意通知**」(期間限定: 最大3年。更新可能)

(注) 承認された製品の材料や加工内容が変更になった場合、その変更が生じた時点で判定結果は無効。

⇒変更後の新しい内容で原産品判定の申請が新たに必要。

(2) 特定原産地証明書の発給申請

- ・生産者等から原産判定番号の使用許可を得た(同意通知を受けた)輸出者は指定発給機関(日本商工会議所事務所)に発給申請を行う。
- ・自ら原産品判定申請をして原産品判定番号を受けた輸出者は、同番号の所有権を有するため、自己に同意通知の必要はなく、直ちに発給申請を行える。

STEP 3: 特定原産地証明書の発給申請

1. 発給申請:「輸出者」(インボイス発行者)だけ

2. 申請情報入力の主な留意点

- ・出航日の入力は必須
 - ・特定原産地証明書に印字される**産品名は、原則、
原産品判定済みの産品名称と同一**
 - * ブランド名や型番等を、産品名称の後ろに括弧書きで付記することは可能
 - ・根拠インボイス日付は申請日より未来の日付は**絶対不可**(入力不能)
 - ・積地、揚地、(経由地)、輸送手段は重要<積送基準>
- 【重要】L/C等で求められても、法定された事項以外の文言等を
特定原産地証明書に記載することは認められない**
- 標準処理日数:2営業日(原則)
- 手数料:基本額2,000円+加算額@500円×産品数
- ・同じ産品を21回以上利用:加算額は50円に
 - ・日本商工会議所事務所(全国22カ所)のいずれかの窓口で手数料と引換えに特定原産地証明書の交付を受ける
 - ・郵送可能(手数料の事前の振込みが必要)

特定原産地証明書の様式サンプル (日アセアン)

ATTACHMENT 1: CO FORMAT FOR ASEAN MEMBER STATES
Original (Duplicate/Triplicate)

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country)		Reference to: THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)			
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)		CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in _____ (Country) See Notes Overleaf			
3. Means of transport and route (as far as known) Shipment date Vessel's name/Aircraft etc. Port of discharge		4. For Official Use ☐ Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement ☐ Preferential Treatment Not Given (Please state reasons) Signature of Authorized Signatory of the Importing Country			
5. Item number	6. Marks and numbers of package	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and ISO number of the Importing Party)	8. Origin criteria (see Notes) overleaf	9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party	10. Number and date of Invoice
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in _____ (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to _____ (Importing Country) Place and date, name, signature and company of authorized signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Place and date, signature and stamp of certifying authority			
13. ① Third Country Issuing ② Back-to-Back CO ③ Issued Retrospectively					

■特定原産地証明書利用上の留意事項

1. 特定原産地証明書の特徴

- (1) わが国で発給の特定原産地証明書は、電子出力される正本(オリジナル) 1通のみ(全ての協定で同じ)
- (2) 印字は所定の項目のみ (注)法定された事項以外の記載は認められない
- (3) 言語は英語のみです。
- (4) 協定ごとに書式、証明書の色が異なる
(注) 証明書裏面に各種の脚注が記載されています。

2. 特定原産地証明書に記載のHSコードと輸入国(締約国)税関の判断によるHSコードが異なる場合

- ・(原則) 輸入国税関の判断が優先する
(注) 輸入者都合によるHSコードの変更等は認められない

3. 事前教示

- ・輸入国税関に事前にHSコードの確認を行うことが可能(輸入者経由)
＜対象＞タイ、マレーシア、インドなど
(注) インドネシア、ベトナム他では、類似の公式な便宜は確認できていないが、それぞれの国の税関に、輸入に先立ってHSコードを相談することは可能

【重要】書類等の保存義務など

保存義務

■対象：特定原産地証明書の発給を受けた輸出者
原産品判定申請を行った生産者

■保存期間：特定原産地証明書の発給日から5年間
(ブルネイ、スイス、ASEAN協定、ベトナムの各EPA：3年間)

■保存資料：特定原産地証明書に記載された産品の原産性を判断するために
用いた情報や書類

■保存方法：電子データ、紙媒体を問わない

罰 則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

セッション5. 結 び

- 世界は既にFTA時代に突入し、拡大・深化を続けている
⇒企業の生き残りにはFTAの活用が不可欠
- FTAを自社のビジネス・モデルに取込む
⇒FTAに合ったビジネス・モデルの構築が急務
- 戦略的FTAビジネスの構築には専門家との二人三脚が近道
⇒善は急げ、始めるのは「今」。但し、焦りは無用
- 原産地規則はFTA時代に不可欠の概念、自社や関係企業での
早期の学習と消化・吸収が重要
⇒ 締約国の原産品となるのは原産地規則を満たす産品に限定される
⇒「輸出産品の原産性」に対するコンプライアンスが必須の命題：全社挙げた
取り組みが重要
- 原産地証明法における「自己申告」方式の一般化（国際潮流）
⇒原産性立証責任は輸出者、生産者が直接に負う時代へ

参考文献、FTA専門家など

1. 参考資料・情報(ホームページ)

外務省: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

経済産業省: http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

財務省(税関): http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

農林水産省: http://www.aff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/index.html

JETRO: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

2. 参考文献

■「通商白書2014」(経済産業省)

■「ジェトロ世界貿易投資報告」2014年版(日本貿易振興機構(ジェトロ))

■「東アジア統合の経済学」(黒岩郁夫編著:日本評論社)

■「日本のTPP戦略-課題と展望-」(馬田啓一、浦田秀次郎、木村福成編著:文真堂)

■「ASEAN経済共同体と日本」(石川幸一、清水一史、助川成也編著:文真堂)

■「FTA/EPAでビジネスはどう変わるか」(FTAビジネス研究会:東洋経済新報社)

■「図解よくわかるFTA第2版:FTAとTPP」(嶋正和著:日刊工業新聞社)

3. FTA専門家によるネットワーク

■グローバル・エッジ・フォーラム(GEF): www.global-edge-forum.com

・ニュースレターによる情報提供

・EPA、FTA活用のためのセミナー、個別相談 など



ご静聴有難うございました。

＜お断り＞

本日の資料における表記、文言等は、引用部分も含め、全て講演者個人の責任において編集したものです。

本資料に含まれる見解や分析等は、あくまで講演者個人のものであり、講演者の属する組織の見解ではないことをお断りします。

また、本資料に含まれる表現、データ、資料の無断使用・転用はご遠慮ください。

【ご批評、お問合せ先】

麻 野 良 二

事務所：06－6944－6216（大阪商工会議所）

E-mail：asano@osaka.cci.or.jp